

定期提出書類作成・提出にあたっての留意点(移行法人向け)

本資料は、定期提出書類作成・提出にあたって特にご留意いただきたい事項をまとめたものです。定期提出書類作成・提出にあたっては、まずは「定期提出書類の手引き」(内閣府発行資料)をご参照いただき、本資料は補助的にご活用ください。

全体

・移行法人は公益法人会計基準(令和6年12月改訂)の適用対象であり、令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。ただし、令和10年4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準によらず従前の会計基準を引き続き適用することができます。

事業報告等に係る提出書

- ㉑ 年月日をシステム提出日と一致させてください
- ㉒ 提出日時点の福岡県知事の氏名を記載してください
- ㉓ 提出日時点の代表者氏名を記載してください
- ㉔ 提出する報告書等に係る事業年度及びその期間を記載してください

㉑ 年 月 日

㉒ 氏

㉓ 法人の名称
代表者の氏名 印

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 〇年度(〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで)の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。 ㉔

別紙2

- ㉑ 移行の登記後に行政庁に提出した確定後の公益目的財産額を記載してください
- ㉒ 前事業年度の公益目的支出計画実施報告書に記載されている額(前事業年度報告書の★の値)を記載してください
- ㉓ 「㉑-★」の額を記載してください
- ㉔ 公益目的支出計画について、計画値と実績値が異なる場合、その理由及び完了予定への影響有無を記載してください
- ㉕ 前事業年度報告書の「当該事業年度」の計画値及び実績値を転記してください
- ㉖ 前事業年度報告書の「翌事業年度」の計画値を転記してください

【別紙2：公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 年度(年 月 日から 年 月 日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	㉑	円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 (①+②-③)	★	円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	㉒	円
②当該事業年度の公益目的支出の額		円
③当該事業年度の実施事業収入の額		円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	㉓	円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由*	㉔	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み		令和9年3月31日		②. ①より早まる見込みの場合
	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	円	円	円	円	円
公益目的収支差額	円	円	円	円	円
公益目的支出の額	円	円	円	円	円
実施事業収入の額	円	円	円	円	円
公益目的財産残額	円	円	円	円	円

定期提出書類作成・提出にあたっての留意点(移行法人向け)

別紙2(1)、(2)又は(3)

- ㉑ 最新の公益目的支出計画(移行認可又は変更認可を受けたもののうち直近のもの)に記載されている事業内容を転記
- ㉒ 最新の公益目的支出計画(移行認可又は変更認可を受けたもののうち直近のもの)に記載されている見込額を転記
- ㉓ 事業の実施状況(実績)について、㉑に記載した事項に対応する形で具体的に記載してください
- ㉔ 見込額(㉒)と実績値(★)が異なる場合、その内容及び理由を記載してください

(2)公益目的支出計画実施報告書
(事業年度ごとに作成してください)

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
1	

(1)計画記載事項

事業の概要

a

① 当該事業に係る公益目的支出の見込額 円

② 当該事業に係る実施事業収入の見込額 円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

c

① 当該事業に係る公益目的支出の額	13,181,168 円	★
② 当該事業に係る実施事業収入の額	13,181,168 円	★
③ ①-②の額	13,181,168 円	
④ 当該事業に係る繰越計画の算出の額	13,181,168 円	
⑤ 当該事業に係る繰越計画の取組の額	13,181,168 円	

①及び②に記明した額が別表に記明した額と異なる場合、その内容及び理由¹⁾

d

貸借対照表(内訳表)及びその附属明細書

- ・貸借対照表の附属明細書も提出してください

正味財産増減計算書(内訳表)及びその附属明細書

- ・正味財産増減計算書の附属明細書も提出してください

必要に応じご確認ください

●公益目的支出計画を完了したとき…「[公益目的支出計画の完了確認請求の手引き](#)」

※ 計画が完了しても、完了確認を受けるまでは、行政庁による監督が続きます
(公益目的実施報告書の提出義務も継続します)

●変更認可申請・変更届出の手続きについて…「[変更認可申請・変更届出の手引き](#)」

※ 公益目的支出計画の完了年月日を変更する場合は、変更の認可を受ける必要があります。
また、実施事業等の内容を新設・廃止・変更する場合も、基本的には変更の認可を受ける必要があります。